

要件該当チェックリスト ()様

No.	項 目	要 件	備 考	CHECK
1	移住元要件	本市に転入する直前に居住していた市区町村において、転出届を提出した日より前に、本市の移住相談窓口において移住相談登録を行った人であって、本市に転入する直前の3年以上、都城広域定住自立圏(都城市、三股町、曾於市、志布志市)外に在住していた人	登録日 / /	
2	定住要件	本市に転入し、給付金の申請の日から10年以上継続して定住する意思を有し、転入を届け出た日の翌日から起算して3月以上、転入した日の翌日から起算して1年以内である人	転入日 / / 届出日 / /	
3	中山間加算要件	本市に転入後、中山間地域に居住して3ヶ月経過していること	居住日 / /	
4	対象外要件	転勤による転入 ※世帯員の転勤も含む 新卒採用者 国家公務員	左欄のいずれかに当てはまる場合は給付金対象外	
5	就業要件① (就職)	本市に転入してから9月以内に正社員(週20時間以上勤務の無期雇用契約に基づく就業者であって雇用保険の被保険者)として就職した人 ※申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有し、転出を伴う転勤がない人に限る。	就業要件①～⑦までのいずれかの要件に該当	
6	就業要件② (継続雇用)	事業所に正社員(週20時間以上勤務の無期雇用契約に基づく就業者であって、雇用保険の被保険者)として雇用されている人であって、本市に転入後も転入前に雇用されていた同一の事業所で正社員として継続雇用される人 ※申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有し、転出を伴う転勤がない人に限る。		
7	就業要件③ (個人事業主、法人役員等)	本市に転入する前と同じ事業を行う個人事業主又は法人の役員等であって、5年以上当該事業を継続する意思を有し、事業内容について市長の承認を受けた人		
8	就業要件④ (起業)	本市に転入後、起業し、次の要件を全て満たす人 ア 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に定める起業支援金の交付決定を受けていること イ 給付金の申請の日から5年以上当該事業を継続する意思を有していること		
9	就業要件⑤ (事業承継)	本市に転入後、事業承継し、次の要件を全て満たす人 ア 県内の事業承継支援機関による支援を受け、事業承継が成立した人であって事業内容について市長の承認を得ること イ 個人事業、株式会社、合同会社等の事業を承継し、その代表となった人 ウ 給付金の申請の日から5年以上当該承継した事業を継続する意思を有していること		
10	就業要件⑥ (就農)	本市に転入後、就農した人であって、市長から青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けたもので、給付金の申請の日から5年以上、当該認定を受けた事業を継続する意思を有している人		
11	就業要件⑦ (国・県要件該当者)	宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領又は宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領の就業要件を満たす人		
移住支援給付金・ひなた暮らし実現応援事業費給付金の該当確認(※以下、市使用欄)				
1	移住元要件 (移住支援金)	A いずれかに該当 ①本市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していた人 ②本市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区内に雇用保険被保険者として通勤していた人	A、Bの両方に該当	
2		B いずれかに該当 ①本市に転入する直前に連続して1年以上東京23区内に在住していた人 ②本市に転入する直前に連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区内に雇用保険被保険者として通勤していた人。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入する3月前までを起算点とすることができる。		
3	移住元要件 (ひなた暮らし給付金)	本市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上三大都市圏又は福岡県に在住し、県外の事業所に雇用保険被保険者として通勤していた人(法人経営者、個人事業主を含む。)であって、本市に転入する直前の1年以上三大都市圏又は福岡県に在住していた人		

移住応援給付金

提出書類チェックリスト ()様

No.	区 分	必要書類	備 考	CHECK
1	共 通 ※各種証明書を取得する際には、委任状が必要な場合がありますので、取得前に各自治体証明発行窓口へお問合せください。	1. 給付金交付申請書(様式第4号)	登録日	
		2. 誓約書及び同意書(様式第4号別紙)		
		3. 世帯状況申出書(様式第4号の2)	申請時点の世帯員全員を記入(単身の場合は不要)	
		4. 写真付き本人確認書類 (マイナンバーカード、免許証等の写し)	現住所と整合しているもの	
		5. 本市に転入する前住所地の住民票除票 (2人以上の世帯の場合は、世帯全員分)。ただし、前住所地の居住期間が3年に満たない場合は、追加で戸籍附票の写しも提出すること(※除票は必須・附票のみの申請は不可)	・世帯が確認できるもので、 世帯主、続柄等の記載のあるもの ・本市に転入する直前の3年間、定住自立圏外に在住していたことが確認できるもの	
		6. 本市に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納の無いことを確認することができる書類 (滞納のない証明書・未納のない証明書・完納証明書・納税証明書等)	申請時点において発行日から3ヶ月以内のもの 年度ごとに発行される証明書の場合は過去3年分	
		7. 請求書及び給付金の振込先となる預金通帳又はキャッシュカードの写し (申請者本人名義の口座であること)	金融機関名、支店名、口座番号、店番号及び口座名義人が確認できるもの	
2	転入後に就職した人又は転入後も転入前と同一の事業所で継続雇用される人	8. 就職先企業等の就業証明書(様式第5号) ※労働条件通知書を添付すること	企業等において人事権を有する方が証明したもの	
		9. 雇用保険被保険者証の写し	就業時、会社より発行されたもの (紛失の場合はハローワークで再発行可)	
3	起業した人	10. 宮崎県起業支援金交付決定通知書の写し		
4	個人事業主又は法人の役員等として本市に転入前と同じ事業を行う人	11. 都城市移住応援給付金事業承認通知書の写し		
5	事業を承継した人			
6	就農した人	12. 青年等就農改革認定書又は農業経営改善計画認定書の写し		
7	転入後も同一の事業所で世帯員が継続雇用される人	13. 就職先企業等の就業証明書(世帯員) (様式第5号の2)	企業等において人事権を有する方が証明したもの	
8	その他市長が必要と認める書類			
移住支援給付金・ひなた暮らし実現応援事業費給付金の該当者のみ提出が必要な書類				
1	過去10年間で通算5年以上、三大都市圏又は福岡県に在住していた人	1. 本市に転入する前住所地の住民票除票(2人以上の世帯の場合は、世帯全員分)。ただし、前住所地の居住期間が5年に満たない場合は、追加で戸籍附票の写しを提出すること	転入前の世帯が確認できるもので、 世帯主、続柄等の記載のあるもの	
2	過去10年間に三大都市圏又は福岡県で就職していた方	2. 三大都市圏又は福岡県で勤務していた企業等の就業証明書等及び雇用保険に加入していたことを証する書類 ※離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票(ハローワーク) など	移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できるもの(転入直前の10年間で通算5年以上の就業を証するもの)	
3	過去10年間に三大都市圏又は福岡県で法人経営又は個人事業を営んでいた方	3. 開業届出済証明書等及び納税証明書・確定申告書の写し等	移住元での在勤地及び在勤期間が確認できるもの(転入直前の10年間で通算5年以上の事業を証するもの)	